

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	12 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年5月まで

私は、夫から、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いたことがある。以前、夫が私の赤色の国民年金手帳を持っているのを見たことがあるので、納付済みとされていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和37年2月から同年10月までは、任意加入期間にもかかわらず国民年金の資格取得の手続が行われており、本来、加入しない限り国民年金保険料の納付義務が無い任意加入対象者が、加入手続を行いながら保険料納付を行わなかったとは考え難い。

また、申立人は、以前、赤い色の国民年金手帳を見た覚えがあるとしており、昭和37年2月ごろに国民年金手帳の払出しを受けており、当時発行されていた手帳の色であるえび茶色と合致している。

2 一方、申立期間のうち、昭和36年4月から37年1月までの期間及び37年11月から47年5月までの期間については、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況は不明であり、申立期間当時、加入手続及び保険料納付をしてきたと申立人が主張する申立人の夫も既に亡くなっていることから、加入手続や納付状況等については確認できない。

また、当該期間は、国民年金の未加入期間とされていることから国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和41年3月から47年5月までの期間は、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその夫は厚生年金保険の資格を

喪失していたが、国民年金の未加入期間となっている。

加えて、申立期間に、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から51年9月まで  
② 昭和52年4月から53年3月まで

私の国民年金の加入手続を母親が行ったところ、昭和53年12月ごろに市役所の職員が自宅に来て、私の国民年金保険料の未納分を納付するよう母親に説明し、その場で納付書を作成して、数枚の納付書を渡した。

母親は、これら数枚の納付書によって、昭和54年1月8日にA銀行本店で私の未納分の国民年金保険料をすべて納付した。

しかし、社会保険庁の記録では申立期間の保険料が未納となっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により昭和53年10月5日に払い出されていることが確認でき、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、加入手続は同年10月ごろと推認でき、申立人は、この手帳記号番号により48年3月30日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得している。

また、申立人は、昭和54年1月8日に51年10月から52年3月までの保険料を過年度納付するとともに、53年4月から同年12月までの保険料を現年度納付していることが、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する領収証書により確認でき、同日において、両期間に挟まれた申立期間②の国民年金保険料を過年度納付により納付することは可能であった。

さらに、申立人の母親は、昭和54年1月8日に数枚の納付書により、A銀行本店において、申立人の国民年金保険料として5万円強の金額を支払ったと供述しているところ、納付記録のある51年10月から52年3月までの期間及び53年4月から同年12月までの期間の保険料額に、申立期間②の保険料額を合わせると、5万9,370円となり、申立人の母親が供述している保険料額とほぼ合致する。

一方、申立期間①については、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付した昭和54年1月8日は第3回特例納付期間内であり、申立期間①は強制

加入期間であることから、当該期間の保険料を特例納付することは可能であった。

しかしながら、申立人の母親は、昭和 54 年 1 月 8 日に納付した保険料額は 5 万円強であったと供述しており、納付記録のある 51 年 10 月から 52 年 3 月までの期間及び 53 年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料額に申立期間①の保険料を特例納付した場合の保険料額を合わせると、20 万 4,970 円となり、申立人の母親が供述している金額と大きく異なる。

加えて、申立人が、申立期間①の保険料を特例納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月30日から4年4月1日まで

私は、A社に平成3年4月から翌年3月まで勤務していたが、最初の1月分のみ厚生年金保険の記録があり、残り11か月は記録が無いので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は平成3年4月1日から4年3月31日まで申立事業所において、非常勤職員として継続勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、社会保険事務所の記録では、3年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立事業所が保管している人事記録等により、申立人が平成3年4月1日に「非常勤職員」として採用され、4年3月31日に退職したことが確認できる。

また、申立事業所は、原則として、非常勤職員については全員、厚生年金保険に加入させていたとしており、かつ、当時の人事係長は、非常勤職員は半年から1年又は2年の雇用が一般的で、原則として厚生年金保険に加入させており、1年間勤務している申立人について1か月で厚生年金保険の被保険者資格を喪失させることは考えられないとしている。

さらに、申立人は資格を喪失している平成3年4月30日の前後で勤務形態に変更は無く、当時在籍していた男性非常勤職員3人(申立人が記憶している

非常勤職員も含む。)は、自らが記憶している勤務期間と厚生年金保険の加入期間がほぼ一致していることから、非常勤職員は、採用時から退職時まで厚生年金保険に加入し、その給与から厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが相当であり、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年4月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を事業主が納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、平成3年4月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から4年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年9月1日）及び資格取得日（昭和36年10月1日）を取り消し、昭和35年9月の標準報酬月額を8,000円、同年10月から36年4月までの標準報酬月額を9,000円、同年5月から同年9月までの標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年9月1日から36年10月1日まで  
私は、昭和31年9月にA社に入社し、一貫して同じ会社に勤めていたもので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が抜けているのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票では、申立人は、昭和31年9月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、35年9月1日に資格を喪失後、36年10月1日に再度資格を取得していることが確認できるが、申立期間についての被保険者記録が無い。なお、閉鎖商業登記簿謄本により、申立ての事業所とは別会社のB社が35年5月にC市において設立され、申立人が同社の代表取締役、申立ての事業所の社長が同社の取締役となっていることが確認できる。

しかし、申立人は、「申立期間の前後はC市に居住し、A社のC出張所長としての業務に従事し、B社の業務は、申立ての事業所の取引先である事業所の社員からの要望で、家電販売する場合に地元の小売店への配慮から設立した名目的な小売店であり、申立ての事業所の社長の指示でB社の名目上の責任者を兼ねていた。」と供述しており、申立期間に申立ての事業所に勤務していた同僚も、「申立期間当時、申立人は、A社のC出張所長として勤務していた。出



出張所といっても社員は申立人一人だけで、申立人は、週1回ぐらい、本社に報告に来ていた。」と供述し、別の同僚も、申立人が、申立期間において申立ての事業所に継続して勤務していたと供述していることから、申立人が、申立期間において申立ての事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が昭和35年4月から37年12月までC市に住所を異動していることが除籍の附票により確認でき、申立人は、A社C出張所長として35年4月から勤務しながら、B社の代表取締役就任した4か月後に申立ての事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、資格を再取得した36年10月以降も、引き続き、37年12月までA社C出張所長として勤務していることから、申立期間における申立人の業務内容及び勤務形態が変更しているとは認められない。

さらに、申立人は、「A社C出張所長として勤務していた当時は、同社から給料を支給され、同社から出張してくる人から給料袋をもらっていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において申立ての事業所に継続的に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年8月、36年10月の社会保険事務所の記録及び申立人と同年齢で36年10月の標準報酬月額が申立人と同額の同僚の標準報酬月額の推移から、35年9月を8,000円、同年10月から36年4月までを9,000円、同年5月から同年9月までを1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年9月から36年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和47年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月16日から同年12月1日まで

私は、昭和46年4月にA社に入社し、平成20年9月に同社を退職するまで継続して勤務していたのに、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、調査をお願いします。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の加入記録及び申立ての事業所から提出された人事記録により、申立人は申立ての事業所に継続して勤務し（昭和47年11月15日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、申立人のA社C支店における資格取得日は、同社B支店における資格喪失日（異動日の翌日）と同日の昭和47年11月16日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店及び同社C支店における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係るA社C支店における資格取得日を誤って昭和47年12月1日と届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る47年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和36年7月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月14日から同年7月15日まで

私は、昭和34年4月にA社に入社し、38年4月に退職するまで継続して勤務していた。社会保険事務所の記録によると、申立期間の記録が空白となっている。本社から同社B工場へは同じ会社内での異動であり、厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断して、申立人が申立ての事業所に継続して勤務し（昭和36年7月15日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社及び同社B工場における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に閉鎖し、事業主は亡くなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和24年11月から53年12月に定年退職するまで継続してA社で働いており、38年5月だけ給与が払われなかった、保険料が控除されなかったとは考えられない。同社で陸上勤務から海上勤務に替わったので、厚生年金保険から船員保険の切替手続で何か間違いが起こったのではないか。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の後継事業所であるB社が保管している申立人の船員保険被保険者台帳及び同僚の供述により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年6月1日に陸員から船員に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和38年4月の社会保険庁のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、照会に対して確認できる資料が無く不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和38年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が同年5月31日として転記することは考え難いため、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会

保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず(その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、平成 15 年 5 月から同年 8 月までは訂正前の 20 万円、同年 9 月から 16 年 8 月までは訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間について、標準報酬月額 20 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の、申立期間のうち、平成 15 年 9 月から 16 年 8 月までの期間の標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(17万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月から 16 年 8 月まで

ねんきん定期便が届き、標準報酬月額に間違いがあることに気が付いた。平成 15 年 5 月からの標準報酬月額は 20 万円、同年 9 月からは 17 万円となっているが、交通費を含めて計算すると正しくは 22 万円である。

職場に確認したところ、事務手続のミスと分かり、訂正届を提出してくれたが、社会保険事務所では時効により保険給付に反映できないとしているので申し立てる。

## 第3 委員会判断の理由

- 1 社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の、申立期間のうち、平成 15 年 9 月から 16 年 8 月における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月に 17 万円から 22 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本

文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額、当該訂正後の標準報酬月額（22万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。

しかしながら、事業主から提出された給料台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額は、当該期間について、標準報酬月額20万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成15年5月から同年8月までの期間については、事業主から提出された給料台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額は、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と一致しており、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を45年2月1日、資格喪失日を同年7月1日とし、45年2月から同年6月までの標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月5日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和45年1月5日から同年6月末まで勤務し、営業をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の申立事業所に係る従業員数、業務内容等の供述内容及び同僚の証言から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立事業所は、昭和45年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立人は、同日付けで雇用保険の被保険者資格を取得し、同年6月30日に離職した旨の記録が確認できることから、申立人は、申立期間のうち、同年2月1日から同年6月30日までの間、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

さらに、申立期間当時の事業主及び複数の同僚は、正社員はすべて厚生年金保険に加入していたとし、当該同僚は、申立人が正社員であったと証言している。

加えて、申立人と同じ業務に従事していた同僚の全員に申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月から同年6月までの厚生年金保険料を事業主により給与



から控除されていたと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年1月については、勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が無く、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和45年2月から同年6月までの標準報酬月額については、申立人とほぼ同年代で同じ業務を行っていた同僚の申立事業所における同年2月の社会保険庁のオンライン記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の昭和45年2月から同年6月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は既に解散しており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年2月から同年6月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格取得日に係る記録を昭和25年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社D所における資格取得日に係る記録を昭和26年12月1日、資格喪失日に係る記録を27年6月1日とし、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年9月1日から26年1月1日まで  
② 昭和26年12月1日から27年6月1日まで

私の夫は、昭和17年6月27日にA社（現在は、C社）に入社以来、定年退職する50年12月31日までC社に継続して勤務した。

しかし、B所での勤務期間の一部（申立期間①）とD所での勤務期間（申立期間②）が厚生年金保険の加入記録から漏れており、納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、C社（昭和26年5月1日にA社の事業を承継）から提出された証明書及び申立人から提出された辞令により、申立人は申立期間①及び②においてC社に継続して勤務し（昭和25年9月1日にA社E事業所からB所に異動し、26年12月1日にC社B所からD所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと

が認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和26年1月の社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における26年11月及び27年6月の社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の記録が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の記録が無いため不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、昭和26年12月から27年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

昭和47年ごろ、A市からB町（現在は、C市）に転居した時に私の夫が職場の友人（以下「夫の同僚」という。）に妻も国民年金は入った方がいいと勧められて国民年金の加入手続をした。勧めてくれた夫の同僚の妻は、国民年金に任意加入しているはずである。

国民年金手帳は、B町役場に行き交付を受け、国民年金保険料は、集金に来た区長さんに支払っていた。

昭和50年4月ごろにC市Dに転居し、年金手帳の住所変更を行い、61年4月に国民年金の第3号被保険者となった際に年金手帳を夫の勤務先に提出したが、戻ってきた時は新しい年金手帳になっていた。新しい年金手帳では、初めて被保険者となった日が53年10月7日となっていたが、私はC市で加入手続をした覚えは無く、第3号被保険者になる前の古い年金手帳があればB町で国民年金に加入していたことが分かるはずなので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の記号番号の被保険者資格取得日（任意加入者）から、昭和53年10月7日から同年10月9日までの間にC市で払い出されたものと推認でき、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間については、申立人の夫が共済組合の組合員であることから、申立人は国民年金の任意加入対象者となり、制度上、さかのぼって被保険者となり得ず、申立期間は未加入と推認され、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、夫の同僚（妻が国民年金に任意加入）に勧められて国民年金

に加入したとしているところ、夫の同僚の妻が国民年金に任意加入したのは昭和49年12月であり、申立期間の大半は未加入となっている上、夫の同僚の妻は、「親しくしていたので任意加入を勧めた可能性は大いにあるが、私がB町で国民年金に加入したのは、昭和49年12月であり、勧めたとすれば加入した後と思う。」と供述しており、申立人の主張と相異なる。

さらに、申立人は、区長に保険料を支払っていたとしているが、C市（当時のB町の国民年金担当者）は、B町の保険料の集金組織はEだけで、他の集金組織は無く、地区の区長が保険料の集金をするとは考え難いとしている。

加えて、C市では、保管しているB町の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、申立人の国民年金被保険者名簿も作成されていないことから、申立人がB町で国民年金に加入し、保険料を納付した形跡は見当たらないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

夫に国民年金に加入しておくよう強く勧められ、また、将来の生活設計において年金は大事なものと思ったので、結婚を契機に A 町役場で国民年金の加入手続を行い、付加保険料も併せて A 町役場で毎月納付していた。

任意加入をやめた覚えは無く、申立期間の納付記録が無いことについて疑問がある。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから、申立期間当時は国民年金の任意加入対象者となるが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳等の記録によると、昭和 58 年 4 月 6 日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間については、未加入期間となり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間が未加入となっていることについて、国民年金の被保険者資格を喪失する理由が無いとするだけで、昭和 50 年 8 月に国民年金に任意加入し、58 年 4 月に資格喪失した後、61 年 4 月に第 3 号被保険者となっているが、これら国民年金の各種手続（資格取得等）に係る記憶があいまいである。

さらに、申立人に聴取しても、申立期間の保険料の納付方法、納付書の様式、納付金額等について具体的な供述が得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 761

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から平成10年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から平成10年12月まで

昭和36年4月から39年ごろまでの国民年金保険料は、実家に住んでいて、親が農業協同組合で払ってくれていた。59年4月から60年3月まで申請免除となっていることについては、よく覚えていないが、実家を出てからは、自分で郵便局か銀行で納付していたように思う。

申立期間について国民年金保険料が未納と記録されているのは納得がわからないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所からA市に昭和53年10月5日に払い出されており、申立人の前後の記号番号の被保険者資格取得日（任意加入者）から、同年9月以降に払い出されたものと推認でき、これ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、36年4月から51年6月までの国民年金保険料は、特例納付によるほかは、時効により納付することができず、特例納付された形跡もうかがわれない。

また、申立人がB町（現在は、C市）に住んでいたとする昭和36年4月から39年12月ごろまでの期間については、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料の納付を行ったとする申立人の父は死亡しており、申立人の母も高齢のため、当時の状況を聴取することができず、納付状況は不明である上、C市では、36年4月から39年12月ごろまでの期間について申立人の加入記録は確認できないとしている。

さらに、昭和44年1月以降、住所地となっているA市D区が保管している

国民年金記録表によると、申立期間のうち、59年4月から60年3月までの1年間について申請免除となっているほか、保険料を納付した記録は無い。

加えて、申立期間は37年9か月と長期間であり、転居も複数回行っており、複数の市町村が継続して事務処理を誤るとは考え難いほか、申立人は、自身が保険料を納付していたとする期間（昭和40年ごろから平成10年12月まで）の保険料の納付方法、納付金額等について具体的な記憶が無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和62年7月から平成3年3月まで

私が20歳になった時に国民年金の任意加入の通知があり、母から「20歳から加入しておくべきだ。」と強く勧められたことをはっきり覚えている。当時、大学生であり、収入も無かったので、母が勤務先に近かったA銀行B支店か郵便局で、毎月、納付書に現金を添えて納めた。

ねんきん特別便が来て、初めて国民年金の加入日が平成3年4月1日になっていることを知ったが、申立期間が未加入となっている記録は間違いなので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所からC市D区に平成3年4月5日に払い出されており、申立人の前後の記号番号の被保険者資格取得日（20歳の強制加入者）から、同年4月ごろに払い出されたものと推認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳のうち国民年金について記載がある手帳では、初めて国民年金の被保険者となった日が平成3年4月1日となっており、かつ、申立人は、申立期間当時、大学生のため任意加入対象者となり、制度上、さかのぼって国民年金の被保険者になり得ず、申立期間は未加入と推認され、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料の納付等を行ったとする申立人の母からも加入手続及び保険料の納付について具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立人は、当時同居していた申立人の兄が大学生の期間の保険料も申立人の母と一緒に支払っていたとしているところ、申立人の兄は国民年金の加入記録が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年3月まで  
② 昭和47年4月から48年3月まで  
③ 昭和48年4月から49年1月まで

申立期間①において、私は、大学生の時の友人から、国民年金への加入は国民の義務なので学生であっても最初から加入した方がよいとのアドバイスを受け、20歳になった昭和45年4月から卒業する47年3月までの保険料を納付したと思うが、その納付記録が無いことは納得できない。

申立期間②において、私は、大学を卒業し、学校法人A学園に非常勤講師で1年間勤務していたので厚生年金保険に加入していると思っていたが、社会保険事務所に照会した結果、同学園は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったとの回答があった。

しかし厚生年金保険又は国民年金のいずれにも加入していなかったとは思えないので、国民年金の加入について調査してほしい。

申立期間③において、私は、結婚後、多額の出産費用が必要な時に、夫婦二人分のまとまった金額の国民年金保険料の請求書が来て困ったという記憶が印象深く残っているのに、その当時の保険料納付記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続、納付保険料額等の記憶があいまいである上、保険料は通学途上にあつた郵便局で毎月納付したと主張しているが、申立期間①当時の現年度保険料の収納方式は印紙検認方式であり、その納付先は市区町村役場（集金人等による集金を含む。）であったことから、納付場所に矛盾がみられる。

また、申立期間②について、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付場所、納付保険料額、納付方法等は全く覚えていないとしている上、学

校法人A学園に非常勤講師として勤務していた申立期間②当時における厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会し、非適用事業所であった旨の回答を受けた後に国民年金について申し立てていることから、申立期間②に係る国民年金加入の認識は希薄であると推察される。

さらに、申立期間③について、申立人は、国民年金への加入手続、保険料の納付場所、納付保険料額、納付方法等の記憶があいまいである。

- 2 申立人及びその夫は、B市で夫婦連番の国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、その時期は、夫婦の国民年金手帳の発行日等からみて昭和49年3月と推定される上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、当該手帳記号番号による被保険者資格取得日は同年3月1日となっており、申立期間はいずれも国民年金の未加入期間であり、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市区町村の国民年金被保険者名簿について、C区及びB市は廃棄済み、D県E郡F町（現在は、G市）は保存されているものの申立人に係る記録は無いことから、申立人が適切に国民年金加入手続を行っていたことを推認することはできないほか、これらの市区町村を管轄する各社会保険事務所の記録においても、申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から56年3月まで

父が昭和57年ごろ、私の国民年金への加入手続を行い、20歳までさかのぼって国民年金保険料をまとめて納付してくれていたと思う。父が既に亡くなっているので詳細は分からないが、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年6月ごろに払い出されており、この時点では申立期間の保険料は時効により納付できないため、その父は、時効直前で納付可能であった56年4月から58年3月までの保険料をまとめて過年度納付したものと考えるのが自然である。

また、申立人に申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、これらの具体的な状況は不明である上、申立期間当時、申立人の加入手続及び保険料納付をしたと申立人が主張するその父は既に亡くなっているため、その状況は確認できない。

加えて、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 767

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から57年4月まで

私が20歳になった昭和50年1月ごろに両親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。国民年金保険料は自宅に送られてきた納付書によって自分で銀行か郵便局で納付するか、自分で納付できないときは、両親に保険料を渡し、納付してもらった。

しかし、申立期間における私の国民年金加入記録が全く無く、納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月ごろに申立人の両親が国民年金の加入手続きを行ってくれたと申し立てているが、申立人の両親は死亡していることから、その状況は不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により57年11月14日に払い出されていることが確認でき、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、加入手続きの時期は同年8月ごろと推認できる。

また、申立人は、この手帳記号番号により昭和57年8月14日に強制加入被保険者として被保険者資格を取得（平成21年に厚生年金保険の資格喪失日に合わせて昭和57年8月15日に訂正）していることから、申立期間は未加入期間となり、納付書は発行されず、銀行や郵便局で国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、戸籍の附票により、申立人は20歳になる前の昭和47年9月6日から59年11月4日までA市に居住し、この間住所を異動していないことが確認できるほか、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の保険料をすべて納付したわけではなく、少なくとも昭和50年1月から52年ごろまでは保険料を納付した記憶は無いとして

いる上、そのほかの期間においても収入が少ないときは、保険料を納付していないと供述している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの期間、40年4月から41年3月までの期間及び42年1月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで  
② 昭和40年4月から41年3月まで  
③ 昭和42年1月から44年3月まで

私は、昭和37年5月5日に勤めていた会社を退職し、夫婦で洋装店や雑貨店を経営するようになった。

国民年金の加入手続をした記憶は明確ではないが、昭和36年4月から国民年金保険料を納めた。保険料納付については、男性が店に集金に来ており、主に妻が店のレジから金を出して夫婦二人分の保険料を支払っていた。また、店を留守にするときは、店員に年金手帳の保管場所を教え、保険料の集金人が来たら払っておくよう頼み、必ず支払うようにしていた。

しかし、申立期間の保険料が未納となっており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料は1か月か3か月に一度ぐらいの頻度で集金人に納付していたと申し立てているが、申立人が所持している社会保険事務所から送付された「国民年金保険料の特例納付について（お知らせ）」（記述内容から、当該文書は第2回特例納付期間内の昭和50年中に作成されたものであることが推認できる。）を見ると、昭和50年の時点で申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることが確認できる。これについて、申立人は、同年に当該文書を受け取り、社会保険事務所に対し申立期間の保険料は納付済みであることを主張した記憶は無く、申立期間の保険料をまとめて納付した記憶も無いとしている。

また、主に夫婦二人分の保険料の納付を担っていたとする申立人の妻の申立



期間に係る保険料も未納となっている上、申立人の妻は既に死亡していることから、申立期間の保険料納付を巡る詳細な事情は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの期間、40年4月から41年3月までの期間及び42年1月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで  
② 昭和40年4月から41年3月まで  
③ 昭和42年1月から44年3月まで

私の妻は、昭和33年ごろから洋装店を開業し、私も37年5月に会社を退職して以降、店の経営に携わっていた。

国民年金の加入手続をした記憶は明確ではないが、昭和36年4月から国民年金保険料を納めた。保険料納付については、男性が店に集金に来ており、主に妻が店のレジから金を出して夫婦二人分の保険料を支払っていた。また、店を留守にするときは、店員に年金手帳の保管場所を教え、保険料の集金人が来たら払っておくよう頼み、必ず支払うようにしていた。

しかし、申立期間の保険料が未納となっており納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立期間当時の国民年金保険料は1か月か3か月に一度ぐらいの頻度で集金人に納付していたと申し立てているが、申立人の夫が所持している社会保険事務所から送付された申立人に係る「国民年金保険料の特例納付について(お知らせ)」(記述内容から、当該文書は第2回特例納付期間内の昭和50年中に作成されたものであることが推認できる。)を見ると、昭和50年の時点で申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることが確認できる。これについて、申立人の夫は、同年に当該文書を受け取り、社会保険事務所に対し申立期間の保険料は納付済みであることを主張した記憶は無く、申立期間

の保険料をまとめて納付した記憶も無いとしている。

また、一緒に納付していたとする申立人の夫の申立期間に係る保険料も未納となっている上、主に夫婦二人分の保険料の納付を担っていたとする申立人は既に死亡していることから、申立期間の保険料納付を巡る詳細な事情は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月から34年2月まで  
② 昭和34年8月から35年4月まで

A社の設計関係の下請をしていたB社に勤めていたとき、給料が低いので社長に尋ねると、厚生年金保険や健康保険の保険料が差し引かれているので、その分給料が低いと言われたことを記憶しており、申立期間の厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所で厚生年金保険の加入記録がある同僚の供述から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、当時の従業員数について約50人としているが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある被保険者数は、申立期間①において最多で13人、申立期間②において同35人であり、申立事業所では厚生年金保険の加入について従業員により取り扱いが異なっていたことがうかがわれる上、申立人が記憶している同僚や照会に回答のあった同僚が記憶している元従業員の中には加入記録が無い者がみられることから、事業主は、当時、一部の従業員については厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと推認できる。

また、申立人及び照会に回答のあった同僚は、申立事業所を含め同業4社がA社の下請として同一敷地内で同様の設計業務を行うとともに、下請会社同士や下請会社とA社が共同で業務を行うこともあったとしているところ、申立人が申立事業所の同僚として記憶している者の中には、申立期間について他の下請会社において加入記録を有する者がみられた。このため、申立事業所を含めた同業4社のうち、申立事業所を含めた3社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、いずれも申立期間について健康保険番号に

欠番は無く、申立人の名前は無い上、残る 1 社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

加えて、申立事業所（承継事業所）では、申立期間当時の関係資料は保管していないため、人事記録等申立てに関する資料は確認できず、当時の事業主及び事務担当者は死亡している上、同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 20 日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 28 年 8 月 23 日から同年 9 月 17 日まで  
③ 昭和 29 年 1 月 25 日から 30 年 7 月 15 日まで  
④ 昭和 30 年 9 月 10 日から 31 年 4 月 23 日まで

申立期間に勤務していた 3 事業所(申立期間①及び②: A社、申立期間③: B社、申立期間④: C社)の記録を調べたところ脱退手当金を支給されていることになっていたが、私は会社を退職する時、退職金などもらった覚えが無い。年金のことを知らなかったのだから、脱退手当金のことや脱退手当金を受ける方法も知らなかったので脱退手当金を受けたことはなく、この期間を年金の記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性従業員について脱退手当金の支給状況を調査したところ、退職時において支給要件を満たしている者 29 人のうち、14 人について脱退手当金の支給記録があり、そのうち 13 人は退職後約 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がされている上、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であることを踏まえると、退職時に事業所が脱退手当金の支給について何らかの関与をしていたと推認できる。

また、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳、厚生年金保険の記号番号\*)には、脱退手当金が支給されたことを意味する記載があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 31 年 5 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、i)申立期間①及び②の事業所（A社）には勤務しておらず、ii)申立期間③に勤務していた事業所は、社会保険庁の記録ではD工業所となっているが、B社であるとしているところ、i)申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間①及び②の被保険者記録（資格取得、喪失年月日等）があり、この記録は厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）のA社に係る被保険者記録と一致しており、ii)厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）でD工業所の被保険者記録として記載されている内容は、申立人に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者記録と一致していることから、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されている申立期間①、②及び③の被保険者記録は申立人の記録と考えるのが自然である。

なお、申立期間①及び②に勤務した事業所における申立人の厚生年金保険の記号番号\*の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、記載されている生年月日が申立期間③及び④に勤務した事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿（記号番号F）等の申立人の生年月日と1日相違しているが、氏名は一致しているところ、申立期間③及び④に勤務した事業所における記号番号は、当初別番号Fとなっていたが、記号番号\*の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には「Fと重複取消整理済」の表示があり、申立人の生年月日と一致している記号番号Fの被保険者名簿に記載のある被保険者記録が記号番号\*の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に統合されていることを踏まえると、当該厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は申立人のものと推認できる。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月から 22 年 6 月 12 日まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、昭和 21 年 4 月から 22 年 6 月 12 日まではA社に勤務していたと回答した。

その後、社会保険事務所から申立期間の加入記録は無いと通知があったが、納得いかないなので、改めて調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は、社会保険事務所の記録では、申立期間当時には、厚生年金保険の適用事業所として見当たらず、昭和 17 年 10 月 1 日に適用事業所となったB社が 25 年 2 月 5 日にA社に事業所の名称を変更したことが、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

また、商業登記簿によると、昭和 16 年 12 月 1 日に設立された「C社」が 22 年 5 月 5 日に「A社」に商号変更し、その後、23 年 6 月 5 日に「B社」に合併した後、25 年 1 月 25 日に「A社」に商号変更していることが確認でき、同年 2 月 5 日にB社からA社に名称を変更したとされている社会保険事務所の記録と符合している。

さらに、申立人は、昭和 22 年 6 月 12 日から 25 年 2 月 4 日まではB社で、同年 2 月 5 日から同年 9 月 1 日まではA社で厚生年金保険被保険者となっていることが社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できるとともに、B社に勤務していた同僚は、「昭和 22 年 6 月ごろ、申立人と一緒にB社に採用され、同じ部署で勤務していたが、会社は途中でA社と合併した。」と供述しており、申立人が申立期間にB社又はA社に勤務していたことを認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間当時の事業所名や入社時期についての記憶はあ



いまいであり、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年12月28日から24年ごろまで  
② 昭和24年ごろから25年ごろまで  
③ 昭和26年ごろから27年12月15日まで

私のA社B事業所での厚生年金保険の加入記録は、昭和21年9月3日から同年12月28日までとなっているが、私の記憶では、間違いなく申立期間①について同社で勤務した。

A社B事業所を退社してから1か月か2か月後に、C社に入社し、申立期間②について同社で勤務した記憶がある。

私のD社での厚生年金保険の加入記録は、昭和28年5月1日から30年9月27日までとなっており、同社の前身のE社での加入記録が27年12月15日から28年5月1日までとなっているが、私は、申立期間③についても勤務した記憶があり、私が入社した当時の社名は、D社だと思う。

申立期間について、私の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかないので、調査をお願いします。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立ての事業所の入退社時の経緯について、「A社B事業所に勤務していた義兄の紹介で入社し、義兄が同社を退社した時、自分も退社した。」と供述しているところ、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、義兄は、昭和21年12月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、また、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び申立ての事業所の被保険者名簿では、申立人は、21年12月28日に資格を喪失していることが確認できることから、申立人の義兄が、申立ての事業所の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に、申立人も、被保険者資格を喪失し

たとする申立人の供述と一致するとともに、申立期間①の健康保険の番号に欠番は無く、申立人及びその義兄の名前は見当たらない。

さらに、申立人は、「A社B事業所を退職して1か月か2か月後に義兄が立ち上げに加わったC社に入社した。」と供述しているところ、閉鎖商業登記簿謄本により、C社の設立年月日は、申立人がA社B事業所で資格を喪失した昭和21年12月28日の約1か月後の22年2月5日であることが確認できる。

加えて、A社B事業所の後継会社では、「当時の社会保険や人事・賃金等に関する書類は残っていない。」としている上、申立人は、当時の同僚について、義兄以外は記憶に無く、申立期間①の時期に申立ての事業所に在籍していた4人に聴取したが、いずれも「申立人について記憶に無い。」と供述している。

- 2 申立期間②について、申立人は、「義兄が立ち上げに加わったC社に入社し、約1年間勤務した。」と供述しているが、C社の設立年月日は、昭和22年2月5日であり、24年ごろに入社したと主張する申立期間と時期的なずれが認められる。

また、申立ての事業所が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和23年4月26日であるが、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の被保険者名簿では、同日に53人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、同日以降の健康保険の番号に欠番は無く、申立人及びその義兄の名前は見当たらない上、申立ての事業所の閉鎖商業登記簿謄本の役員欄に申立人の義兄の名前は見当たらない。

さらに、申立ての事業所は昭和31年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は、当時の同僚について、申立人の義兄以外に記憶は無いとし、申立期間②の時期に申立ての事業所に在籍していた従業員に聴取したところ、一人は、「自分は、昭和22年の春にC社に入社し、約3年間勤務したが、申立人について記憶に無い。」と供述し、別の4人も申立人について記憶に無いと供述している。

- 3 申立期間③について、申立人は、「D社でサッシ組立ての業務に従事していた。」と供述しているが、申立人がD社と一緒に勤務していたと記憶する同僚は、申立期間③の時期については、申立期間③後に申立人の厚生年金保険の加入記録があるE社での厚生年金保険の加入記録となっている。なお、同人は、「申立人が、E社で勤務していたことは間違いないが、いつから勤務したかは、はっきり分からない。D社は、当初、営業所しか無く、その後、E社の所在地に移転し、E社は、D社の工場になった。」と供述している。

また、申立期間③の時期にE社に在籍していた従業員から聴取したところ、一人は、「申立人がE社に勤務していたことは間違いないが、いつから勤務したかは、はっきり分からない。」と供述し、別の3人は、申立人について記憶に無いと供述しており、一方、申立期間③の時期にD社に在籍していた

従業員は、「自分は設計の業務に従事していたが、申立人を記憶しているのはD社がE社の工場に移転してからだと思う。」と供述している。

さらに、閉鎖商業登記簿謄本によれば、D社の本店所在地が、昭和27年12月1日にE社の本店所在地に移転していることが確認できる上、社会保険事務所が保管する両社の被保険者名簿を精査すると、申立人が記憶する同僚及び事業主など113人は、申立人と同様、28年5月1日にE社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日にD社の資格を取得していることが確認できる。

加えて、E社の被保険者名簿では、申立期間③の健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

その上、E社及びD社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人から入社時期について具体的な供述が得られず、その記憶はあいまいである。

- 4 申立人の義兄は既に死亡し、いずれの申立期間についても、申立期間当時の事業主及び事務担当者は、死亡又は不明のため、申立人の勤務実態及び保険料控除に係る具体的な供述が得られず、このほかに、申立てに係る事実を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 931 (事案 95 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から51年9月まで

私は、「ねんきん特別便」で、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、社会保険事務所に調査依頼したが納得できる回答ではない。早急に再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) 申立ての事業所は、社会保険庁の記録によると、昭和51年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立人も同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得しており、社会保険庁の記録に不自然な点は見当たらないこと、ii) 申立人は、申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付しており、申立内容に矛盾があること、iii) 申立人の雇用保険被保険者加入記録は昭和51年4月1日から55年12月31日までとなっており、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できるのは、申立期間64月のうち6月のみであるとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにあたり、申立人からは新たな資料は提出されず、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる新たな事実は確認できない。

また、申立ての事業所の代表取締役であった申立人の夫も、申立人と同様、昭和35年10月1日に国民年金に加入し、申立ての事業所が厚生年金保険の適用事業所となった51年10月1日の前月の同年9月まで、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 6 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 3 月に A 社に入社し、7 年間の勤務実績があるものと確信していたが 2 か月の空白がある。

当時の担当者や上司は死亡して聞くこともできないが、現場の第一線で働き、給料は毎月受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、申立ての事業所において、昭和 29 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30 年 8 月 6 日に資格を喪失後、同年 10 月 1 日に申立ての事業所において再度資格を取得しており、30 年 8 月及び同年 9 月の申立期間の被保険者記録が無い。

また、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立期間と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、再度、資格を取得している同僚が 3 人いることが確認できる。

さらに、昭和 30 年 8 月 12 日に資格を喪失し、同年 10 月 18 日に再取得している同僚は、「昭和 30 年 8 月に会社から、不況で仕事が無いので自宅待機してくれと頼まれ、健康保険もいったんは切れたが、必ず再採用するとの約束だったので、職業安定所で仕事を紹介されても応じることができなかった記憶がある。同じ取扱いをされた者が 4 人か 5 人いたと思うが名前は記憶に無い。」と供述している。

加えて、昭和 30 年 8 月 12 日に資格を喪失し、同年 10 月 13 日に再取得して

いる別の同僚は、「会社が不況で仕事も無いので、再雇用するとの約束でいったん解雇された。失業中は職業安定所に通い、失業保険を受けた。解雇された者が何人いたかは知らないが、自分のほかに、申立人と同僚の一人の名前は覚えている。」と供述している。

これらの供述から、申立期間当時、申立ての事業所の経営事情により、申立人を含めた数人について、一時期、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失させ、再度、取得させる取扱いがなされたことが推認できる。

このほか、申立ての事業所には、申立人の人事記録等の資料は無く、申立期間当時の関係者の供述は得られない上、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 9 月 28 日まで

私は、中学校を卒業してすぐの昭和 32 年 4 月に、同僚二人と A 市にある B 社に就職し、約 1 年間勤務した。

同社に勤務期間中は、厚生年金保険に加入し、保険料も控除されていたと思うが、社会保険庁の記録では、申立期間の加入記録が無く、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同日に入社したとする同僚等の供述から判断して、申立人が申立ての事業所に昭和 32 年 4 月に入社したことは推認することができる。

しかし、申立人が昭和 32 年 4 月に一緒に入社したとする 3 人（申立人を含む。）については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号の払出名簿で連続した番号が払い出され、いずれも資格取得日は同年 9 月 28 日とされていることが確認できるとともに、同僚の一人が保管する厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」も同日とされ、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、これら 3 人の資格取得日は一致している。

また、同僚の一人に聴取しても、申立期間に係る保険料控除についての具体的な供述は得られず、別の同僚及び申立ての事業所の当時の事業主も既に死亡し、申立期間当時の状況は不明であるが、前記同僚の供述及び厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立ての事業所では、入社後、一定期間が経過した後に、厚生年金保険の加入手続を行ったものと推測される。

さらに、申立ての事業所は、昭和 31 年 4 月 1 日に適用事業所となり、40 年 3 月 1 日に適用事業所でなくなっており、申立期間当時、適用事業所であ



ったことが社会保険庁のオンライン記録により確認できるが、申立ての事業所の被保険者名簿では、申立期間において健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

このほかに、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 3 月 10 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社に平成 15 年 3 月 10 日から勤務したが、厚生年金保険の資格取得日が同年 9 月 1 日となっている。

本来の資格取得日は平成 15 年 3 月 10 日となるはずなので、申立期間は保険料は控除されていなかったが、資格取得日を訂正してほしい。保険料は改めて支払うつもりである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険の加入記録及び申立ての事業所から提出された勤務実績表により、申立人は申立期間に申立ての事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立ての事業所では、「申立人は、当初、勤務日数が少なく、厚生年金保険への加入を希望していなかったため、勤務日数が増え、仕事を継続することが可能であると判断してから、平成 15 年 9 月 1 日を資格取得日として厚生年金保険の加入手続を行い、保険料控除を開始した。」としており、勤務実績表を見ても、同年 3 月から 5 月までの勤務日数は 20 日未満であり、訓練を示す記号が付されていることが確認できる。

また、申立ての事業所から提出された申立人に係る給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、申立人も、「平成 15 年 9 月ごろまで、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と供述している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月1日から平成7年10月8日まで  
社員の場合は社会保険への加入を義務付けられており、私は、65歳まで厚生年金保険に加入していた。申立期間当時、国民健康保険に加入したことはないので、厚生年金保険の加入期間とされていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の代表取締役である夫は、申立人は、申立期間に申立事業所に勤務していたと供述している。

しかしながら、事業主は、申立事業所の貸金台帳及び厚生年金保険関係の書類等は、事業所を清算した際に処分したとしており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は55歳に到達した翌月の昭和60年11月から特別支給の老齢厚生年金を受給したが、同年12月1日に申立事業所において厚生年金保険被保険者となったことに伴い、61年1月に老齢厚生年金が支給停止された後に、老齢厚生年金を再度受給するため同年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年3月から再び年金を受給し始めていることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和61年2月1日に健康保険厚生年金保険被保険者の資格を喪失後、同じ申立事業所の代表取締役であるその夫及び息子の被扶養者にもなっておらず、さらに、夫の政府管掌健康保険任意継続被保険者の被扶養者にもなっていないことから、同日に健康保険厚生年金被保険者の資格を喪失した後は国民健康保険に加入したものと考えるのが自然であり、また、夫は申立期間を含む平成4年から9年まで通院した内科医院の資料により国民健康

保険被保険者資格を平成元年7月11日に取得したことが確認できる。なお、夫が国民健康保険被保険者資格を取得した同年7月11日は、社会保険庁のオンライン記録による政府管掌健康保険任意継続被保険者の資格喪失日と一致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 940

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月15日から5年10月10日まで  
社員の場合は社会保険への加入を義務付けられており、私は、65歳までは社会保険に加入していた。

私は、申立事業所の事業主であったが、社会保険料の督促を受けたことはない。また、当時、国民健康保険に加入したことはなく、医者にかかっていたが医療費や薬代を全額支払った記憶も無いので、厚生年金保険に加入していたはずだ。

厚生年金保険の加入期間が無いことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認でき、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間に申立事業所の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者の資格喪失日である平成元年2月15日に政府管掌健康保険任意継続被保険者の資格を取得し、保険料未納により同年7月11日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が申立期間に通院したとする内科医院は、平成4年から9年までの申立人のカルテを保管しており、申立人が申立期間の一部を含む平成4年から9年まで国民健康保険の保険証を使用して通院しているとしており、同じく同医院が保管する申立人の平成4年の国民健康保険被保険者診療録の資格取得欄の年月日には「平成1年7月11日」と記載されており、これは、社会保険庁のオンライン記録による政府管掌健康保険任意継続被保険者の資格喪失日と一致する。

さらに、社会保険庁のオンライン記録には、申立人の政府管掌健康保険被保険者資格を平成元年2月15日に一般喪失する届出がなされ、同日に政府管掌健康保険被保険者証を回収したとする記載がある。

加えて、申立事業所の貸金台帳及び厚生年金保険関係の書類等は、既に処分されており、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月21日から26年4月21日まで  
社会保険事務所で厚生年金保険被保険者記録の確認をしたところ、私のA社での加入期間が、昭和23年6月9日から24年4月21日までとなっているが、26年4月ごろまで働いていたので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管している「作業員<sup>だい</sup>臺帳用紙」には、申立人の依頼により、昭和24年4月20日に申立事業所を退職した記録があり、また、申立事業所が保管している従業員の「年金記録簿」並びに社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においては、申立事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、24年4月21日となっている。

さらに、申立人が記憶している同僚3人については、社会保険庁のオンライン記録では所在を確認できない上、申立期間中に、申立事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚に照会した結果においても、所属部署の相違や入院中などのため、申立人が、申立期間当時、申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月21日から同年12月25日まで

私は、昭和21年6月に出稼ぎ労働者としてA社のB炭鉱に就職し、同年12月25日まで勤務したが、社会保険庁の記録では同年9月21日までの記録しかない。

当時、出稼ぎに出た場合には、盆か年末まで勤務するのが普通であり、私も年末まで勤務した記憶があるが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立事業所での同僚の名前を記憶しておらず、申立期間当時は数千人の従業員が勤務していたことから、申立人の申立期間における勤務実態等を裏付ける同僚等の証言を得ることができない上、A社は、申立期間当時の人事記録等の関係書類を保管していないため、申立人の在籍については確認できないとしている。

また、申立人と同時期に申立事業所で被保険者資格を取得している49人の加入期間を見ると、2か月未満の者が16人、3か月以上6か月未満の者が4人(資格の得喪を繰り返している者を除く。)おり、短期間で退職している者が相当数みられる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。